

## 企業主導型保育事業利用時の教育・保育給付認定について

企業主導型保育事業を利用される場合の教育・保育給付認定については、次のとおり取り扱います。

○ 地域枠で利用されている方のうち、3歳以上児又は3歳未満児で住民税非課税世帯の児童が無償化の対象となるためには、教育・保育給付認定が必要となります。

○ 保護者がどちらも一般事業主に雇用されている場合など、事業実施者により企業主導型保育事業の対象となることを確認できる場合

仙台市での教育・保育給付認定を必要としないため、各施設において就労状況等をご確認ください。

○ 保護者のどちらかが一般事業主に雇用されていない場合など、事業実施者では企業主導型保育事業の対象児童となる確認ができず、保育の必要性認定を受ける場合

利用児童が居住する区の区役所保育給付課（青葉区の宮城総合支所管内に居住する場合は、宮城総合支所保健福祉課）で教育・保育給付認定申請を受け付けます。申請には、以下の（ア）～（ウ）の書類が必要です。指定様式は、仙台市ホームページからダウンロードできます。

**掲載箇所**

ホーム > くらしの情報 > 健康と福祉 > 子育て・若者 > 子育て施策 > あずける > 定期的にご利用する教育・保育サービス等 > 企業主導型保育事業



### 1. 教育・保育給付認定を受ける場合の必要書類

（ア）教育・保育給付認定申請書

子ども・子育て支援制度 教育・保育給付認定申請書（2・3号認定用（企業主導型））

（イ）マイナンバー記入用紙

マイナンバー（個人番号）記入用紙（2・3号用）

（ウ）保育を必要とすることを証明する書類（以下のいずれか該当するもの）

※ 保護者のどちらかが事業者には雇用されている場合でも、保護者両方の保育の必要性を確認して教育・保育給付認定を行います。例えば、保護者の1人が雇用されていて、もう1人が求職活動中の場合は、雇用されている保護者の就労証明書と求職活動中の保護者の保育を必要とするものの申告書（証明書）を提出していただきます。

状況		提出書類
就労等 (64時間以上)	お勤めの方	就労証明書（指定様式）
	自営業、内職をしている方	保育を必要とするものの申告書（証明書） （指定様式）
	求職活動中の方	
出産等	産前産後各8週間以内の方	母子健康手帳の写し（母の氏名・出産予定日の記載があるもの）
疾病等 (64時間以上)	病気、けが、障害を有している方	診断書または障害者手帳の写し
	家庭内の親族を常に介護している方	診断書、障害者手帳、または介護保険証の写し及び保育を必要とするものの申告書（証明書）（指定様式）
就学等 (64時間以上)	学生の方、職業訓練等を受けている方等	在学証明書等及び保育を必要とするものの申告書（証明書）（指定様式）

※利用開始希望日から6ヶ月以内の証明日（記入日）の書類のみ受付いたします。

※書類提出に不備がある場合、再提出をお願いする場合があります。

※求職活動中の場合でも申込みはできますが、教育・保育給付認定期間は認定開始日から90日または3か月のうち短い期間を経過する月の末日までとなります。期間の延長が必要な場合は、再度申込が必要です。

## 2. 教育・保育給付認定決定通知書発行までの流れ

仙台市では、毎月2回教育・保育給付認定決定通知書を発行しており、受付期限と発送日は以下のとおりです。各施設で必要書類を取りまとめの上、利用児童が居住する区の区役所保育給付課（青葉区の宮城総合支所管内に居住する場合は、宮城総合支所保健福祉課）へ提出していただきます。また、支給認定証の交付を希望する場合は、教育・保育給付認定申請書中の「支給認定証の交付を希望する」を選択してください。

受付期限	教育・保育給付認定決定通知書発送日
毎月5日	当月15日
毎月20日	当月末日

※土日祝日にあたる場合は、それぞれ前開庁日

なお、教育・保育給付認定の有効期間は、以下のとおりです。3号認定の期間終了後に2号認定での教育・保育給付認定が必要な場合は、再度申込が必要です。

教育・保育給付認定申請書を利用児童が居住する区の区役所保育給付課（青葉区の宮城総合支所管内に居住する場合は、宮城総合支所保健福祉課）へご提出ください。

**3号認定** 3歳の誕生日の前々日まで **2号認定** 小学校就学日の前日まで

※求職活動・出産・就学を理由として教育・保育給付認定を受ける場合は、認定期間に制限がかかるため、上記の期間より短い場合があります。

## 3. 申込み手続きのお問い合わせ先

青葉区役所保育給付課保育係（宮城総合支所管内の居住児童に関するものを除く）

〒980-8701 青葉区上杉一丁目5番1号 TEL（代）022-225-7211（内6763）

青葉区役所宮城総合支所保健福祉課保育給付係（宮城総合支所管内の居住児童に関するもの）

〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5番地 TEL（代）022-392-2111（内5432）

宮城野区役所保育給付課保育係

〒983-8601 宮城野区五輪二丁目12番35号 TEL（代）022-291-2111（内6763）

若林区役所保育給付課保育係

〒984-8601 若林区保春院前丁3番地の1 TEL（代）022-282-1111（内6763）

太白区役所保育給付課保育係

〒982-8601 太白区長町南三丁目1番15号 TEL（代）022-247-1111（内6763）

泉区役所保育給付課保育係

〒981-3189 泉区泉中央二丁目1番地の1 TEL（代）022-372-3111（内6763）

### 青葉区役所と宮城総合支所の所管区域

○青葉区役所の所管区域

下記の宮城総合支所所管以外の青葉区

○宮城総合支所の所管区域

赤坂、愛子中央、愛子東、芋沢、大倉、落合、上愛子、国見ヶ丘、熊ヶ根、栗生、郷六、作並、下愛子、高野原、中山台、中山台西、中山吉成、錦ヶ丘、ニッカ、新川、南吉成、みやぎ台、向田、吉成、吉成台、臨濟院